

魚沼市立宇賀地小学校いじめ防止基本方針

基本方針策定の目的

この魚沼市立宇賀地小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んで行かなければならない。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

〈参照〉いじめ類似行為の定義 ～県条例～

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※3-2とされている。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3-1 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※3-2 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

（※1～※3-1は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

また、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広げ、学校を含めた三者が一体となって取り組んで行くことが大切である。

〈参照〉いじめの定義 ～いじめ防止対策推進法第2条～

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

（２）いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② 年2回のWEBQU調査を実施し、児童の実態を即時に多面的に把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- ③ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

（３）いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

- ① 設置の目的
法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ・不登校対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。
- ② 構成員
校長・教頭・生活指導主任・養護教諭・生活指導部員
（必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・外部専門家等）
- ③ 役割内容
ア 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

（４）地域・保護者との連携

- ① 保護者への意識啓発
ア PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者の責務と学校基本方針と具体的な取組に

ついて伝え、意識啓発を行う。

イ 中学校区全体で、いじめ見逃しゼロスクール運動と合わせて「小中交流会」を行う。

② 地域への情報発信及び基本方針の周知

ア ホームページ

イ 学校便り

ウ 学校運営協議会

エ その他

③ 地域の活動によるいじめの未然防止

ア 地域行事への積極的な参加促進

(5) 関係機関等との連携

① 警察、児童相談所、魚沼市教育委員会、民生児童委員、堀之内っ子を支援する会等との連携を図る。

② 中学校区保小中の情報共有と連携を強化する。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① ソーシャルスキル教育を核とした生徒指導の充実（宇賀地の教育「生徒指導の全体計画」）

② 道徳教育の充実（宇賀地の教育計画「道徳教育の全体計画」）

③ 人権教育、同和教育の充実（宇賀地の教育「人権教育・同和教育の全体計画」）

④ 社会性の育成（教育活動全体での育成「縦割り班活動、認め支え合う学級経営・授業・総合・道徳・特別活動等」）

⑤ 児童によるいじめ防止（仲よく楽しい学校にするためのきまり）の立案、実施

⑥ 中1ギャップ解消の取組（中学校区が連携した「いじめ見逃しゼロスクール集会」及び「子どもと共に1・2・3運動」の確実な実施）

⑦ 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

① いじめの相談・通報窓口の設置

② 定期的なアンケート（Q U調査、生活アンケート、生活目標の振り返り時のなんでもアンケート）等の実施・アンケートの確認・5年保存

③ 教育相談の充実

④ 日常の子どもの観察

(3) いじめへの即時対応の取組

① 市教委への報告

② 組織を活用した状況調査

ア いじめられている子どもの保護

- イ いじめをしている子どもへの指導
- ウ いじめられている子どもの保護者への対応
- エ いじめをしている子どもの保護者への対応
- オ その他の児童に対する対応

(4) 事後対応

いじめ認知事例に対する対応後は、指導が完了したわけではなく、その後の経過観察を入念に行うことで「根絶」につなげること。

- ・定期的な情報交換（生活指導の会、職員会議）
- ・各種調査データとの考察・分析
- ・関係児童及び保護者との連絡・調整

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 組織による調査体制を整える。
 - イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教委に報告する。
 - オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
 - ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。